

市民文化局契約指名選定等委員会要綱

(趣旨)

第1条 市民文化局が所管する委託、賃貸借、物品調達等に係る契約（以下「委託契約等」という。）事務について、公正かつ適正な執行を確保するため、市民文化局契約指名選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指名競争入札による契約及び川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第24条の2各号に定める金額を超える随意契約（委託契約については地方自治法施行令第167条の2第1項1号を除くすべての随意契約）について、次に掲げる事項を審議する。ただし、市民文化局長が別に定める場合を除く。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定及び指名業者の選定に関する事
- (2) 委託契約等に係る機種の選定に関する事
- (3) システム及び周辺機器の新規導入、置換、増設時における契約方法の認定、指名業者の選定、機種の選定及び仕様の検討に関する事
- (4) プロポーザル方式（一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、その提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法）による随意契約における指名業者の選定等に関する事
- (5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会に、市民文化局契約指名選定等委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。委員会及び小委員会の委員長、副委員長、委員、所掌事務は次のとおりとする。

名称	構成員	所掌事務
委員会	(委員長) 市民文化局長 (副委員長) 市民生活部長 (委員) パラムーブメント推進担当部長 コミュニティ推進部長 人権・男女共同参画室長 市民スポーツ室長 市民文化振興室長	第2条の所掌事務のうち予定価格が500万円以上のものを原則として扱う。
小委員会	(委員長) 市民生活部長 (副委員長) 庶務課長 (委員) パラムーブメント推進担当課長 協働・連携推進課長 人権・男女共同参画室担当課長 市民スポーツ室担当課長 市民文化振興室担当課長	第2条の所掌事務のうち、予定価格が500万円未満のものを原則として扱う。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長または委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 指名業者の選定に際し、当該指名予定業者の役員等に就任している委員は、当該案件に係る審議及び議決をすることができない。また、第8条第2項に規定するプロポーザル評価委員会の構成員である委員についても同様とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、持回り議決をすることにより会議に代えることができる。
- 4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門部会を組織し、意見を求めることができる。

- 2 前項の専門部会の部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(選定等の基準)

第7条 委員会において選定等を行うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 本市における業務実績
- (4) 他に受託している業務の進捗状況
- (5) 当該契約の履行についての能力、適正
- (6) 契約内容の公平性、透明性
- (7) その他必要な事項

(プロポーザル方式による随意契約)

第8条 委員会は、提案書の選定にかかる事務をプロポーザル評価委員会に委任することができる。

- 2 プロポーザル評価委員会は、次に掲げる者で構成し、業務所管課長等が委員長を務めるものとする。会議の運営については第3条から第6条の規定を準用する。
 - (1) 業務所管課長等
 - (2) 業務所管職員
 - (3) その他職員
- 3 プロポーザル評価委員会委員長は、提案書の選定後すみやかに結果を委員会に報告し、承認を受けるものとする。
- 4 委員会において承認を行うときは、前条各号に加え、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

ならない。

(1) プロポーザル評価委員会のメンバー構成

(2) 評価の着眼点

(3) 評価項目及びそのウエイト

(4) その他必要な事項

(手続)

第9条 業務所管課長は、契約指名選定依頼書（第1号様式）に仕様書等の必要な書類を添えて、委員会の5日前までに委員長あて提出するものとする。ただし、指名業者選定調書（第2号様式）及び選定理由書（第3号様式）については、随意契約（特命随契）に関する場合は省略できるものとする。

2 プロポーザル評価委員会委員長が提案書の選定について報告するときは、第8条第4項各号に掲げる事項のわかる資料を添付するものとする。

3 委員長は、委員会終了後、その結果を契約指名選定通知書（第4号様式）により業務所管課長あて通知するものとする。

4 第4条第3項に規定する持回り議決をするときは、契約指名選定持回り議決書（第5号様式）によるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(市民局指名選定等委員会要綱の廃止)

2 市民局指名選定等委員会要綱（平成8年6月4日市民局長専決）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。